様式第十二を削る。

（介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正）

第四条　介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「文書により」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十四年一月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成十三年一月一日から施行する。

（介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の様式による介護保険被保険者証は、当分の間、同条の規定による改正後の介護保険法施行規則の様式によるものとみなす。

（介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　平成十四年一月一日前に行われた指定居宅サービスに係る介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求については、なお従前の例による。

告　示

○厚生省告示第三百七十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十三条第二項及び第五十五条第二項の規定に基づき、居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額（平成十二年二月厚生省告示第三十三号）の一部を次のように改正し、平成十三年一月一日から適用する。ただし、この告示による改正後の第三号ただし書及び第六号ただし書の規定は、同日の属する月においては、適用しない。

平成十二年十二月八日

厚生大臣　坂口　力

第三号中「十分の一以上の端数があるときはこれを一に切り上げ、十分の一未満」を「一未満」に改め、「超過月以外の月において十四日を超えるときは十四日とし、」を削り、「十四日から当該」を「訪問通所サービス区分に係る区分支給限度基準額に係る単位数を次に掲げる単位数で除して得た数（一未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）に相当する日数から」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、前月から短期入所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを連続して利用している場合にあっては、当月における当該利用に係る日数は、三十日から前月における当該利用に係る日数を控除して得た日数を超えることができない。

第六号中「十分の一以上の端数があるときはこれを一に切り上げ、十分の一未満」を「一未満」に改め、「超過月以外の月において十四日を超えるときは十四日とし、」を削り、「十四日から当該」を「訪問通所サービス区分に係る区分支給限度基準額に係る単位数を九百五十四で除して得た数（一未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）に相当する日数から」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、前月から短期入所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスを連続して利用している場合にあっては、当月における当該利用に係る日数は、三十日から前月における当該利用に係る日数を控除して得た日数を超えることができない。

○厚生省告示第三百七十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十三条第二項及び第五十五条第二項の規定に基づき、居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額（平成十二年二月厚生省告示第三十三号）の一部を次のように改正し、平成十四年一月一日から適用する。

平成十二年十二月八日

厚生大臣　坂口　力

第一号中「訪問通所サービス区分（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第六十六条第一号に規定する訪問通所サービス区分をいう。以下同じ。）」及び「訪問通所サービス区分に係る」を削り、第二号及び第三号を削り、第四号中「訪問通所サービス区分に係る」を削り、同号を第二号とし、第五号及び第六号を削る。

備考中「、第三号、第四号及び第六号」を「及び第二号」に改める。

○厚生省告示第三百七十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第四項及び第五十三条第二項の規定に基づき、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）の一部を次のように改正し、平成十四年一月一日から適用する。ただし、同日前に行われた短期入所生活介護費及び短期入所療養介護費の算定については、なお従前の例による。

平成十二年十二月八日

厚生大臣　坂口　力

別表中8の注に次のように加える。

6　利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は、算定しない。

別表中9イ(1)の注に次のように加える。

6　利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、介護老人保健施設短期入所療養介護費は、算定しない。

別表中9ロ(1)の注に次のように加える。

8　利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、療養型病床群短期入所療養介護費は、算定しない。

別表中9ハ(1)の注に次のように加える。

5　利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、診療所療養型病床群短期入所療養介護費は、算定しない。

別表中9ニ(1)の注に次のように加える。

4　利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、痴呆疾患型短期入所療養介護費は、算定しない。

別表中9ホの注に次のように加える。

3　利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、基準適合診療所短期入所療養介護費は、算定しない。

別表中9へ(1)の注に次のように加える。

6　利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、介護力強化型短期入所療養介護費は、算定しない。

○厚生省告示第三百七十七号

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第六十八条第四項及び第八十七条第三項の規定に基づき、介護保険法施行規則第六十八条第四項及び第八十七条第三項に規定する厚生大臣が定めるところにより算定した費用の額（平成十二年二月厚生省告示第三十八号）の一部を次のように改正し、平成十四年一月一日から適用する。

平成十二年十二月八日

厚生大臣　坂口　力

第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(2)、ロ(2)、ハ(2)、ニ(2)及びヘ(2)に係る費用の額

○厚生省告示第三百七十八号

短期入所サービス区分に係る介護保険法第四十三条第一項及び第五十五条第一項の規定により算定する額の特例に関して厚生大臣が定める基準及び額（平成十二年二月厚生省告示第三十七号）及び介護保険法施行規則第六十四条第一号に規定する厚生大臣が定める短期入所生活介護及び短期入所療養介護（平成十二年三月厚生省告示第九十二号）は、平成十三年十二月三十一日限り廃止する。

平成十二年十二月八日

厚生大臣　坂口　力

○農林水産省告示第千五百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十二年十二月八日

農林水産大臣　谷津　義男